

第9 格付基準

1 土木工事業

格付	基 準
㊤級	資格審査数値が1110点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が10人以上である者
A級	資格審査数値が850点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が3人以上である者（㊤級に該当する者を除く。）
B級	資格審査数値が710点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が1人以上である者（㊤級及びA級に該当する者を除く。）
C級	資格審査数値が620点以上である者（㊤級、A級及びB級に該当する者を除く。）
D級	㊤級、A級、B級及びC級に該当しない者

2 建築工事業

格付	基 準
㊤級	資格審査数値が1115点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が8人以上である者
A級	資格審査数値が855点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が5人以上である者（㊤級に該当する者を除く。）
B級	資格審査数値が715点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が2人以上である者（㊤級及びA級に該当する者を除く。）
C級	資格審査数値が595点以上であって、かつ、1級相当技術者の数が1人以上である者（㊤級、A級及びB級に該当する者を除く。）
D級	㊤級、A級、B級及びC級に該当しない者

3 電気工事業

格付	基 準
A級	資格審査数値が825点以上である者
B級	資格審査数値が675点以上825点未満である者
C級	資格審査数値が675点未満である者

4 管工事業

格付	基 準
A級	資格審査数値が 825 点以上である者
B級	資格審査数値が 675 点以上 825 点未満である者
C級	資格審査数値が 675 点未満である者

5 舗装工事業

格付	基 準
A級	資格審査数値が 925 点以上である者
B級	資格審査数値が 765 点以上 925 点未満である者
C級	資格審査数値が 765 点未満である者

6 その他の業種(土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業及び舗装工事業以外の業種)

格付	基 準
A級	資格審査数値が 780 点以上である者
B級	資格審査数値が 650 点以上 780 点未満である者
C級	資格審査数値が 650 点未満である者

第 10 格付の変更

規程第 11 条に定める参加資格の有効期間内においては、格付の変更は行わないものとする。ただし、規程第 13 条に定める参加資格の再審査を受けた者又は埼玉県建設工事請負等競争入札参加者資格審査会の議を経たときは、この限りではない。

第 11 格付等の公表

競争入札参加資格及び競争入札参加資格者名簿の有効期間中、埼玉県ホームページにおいて、有資格者の格付、資格審査数値、客観的事項の審査数値、県による評価点数値及び第 9 に係る 1 級相当技術者の数を公表する。